

# ふるさと新潟応援寄附金返礼品提供事業者募集要領

令和元年8月29日

(改正 令和4年4月1日)

(改正 令和5年6月1日)

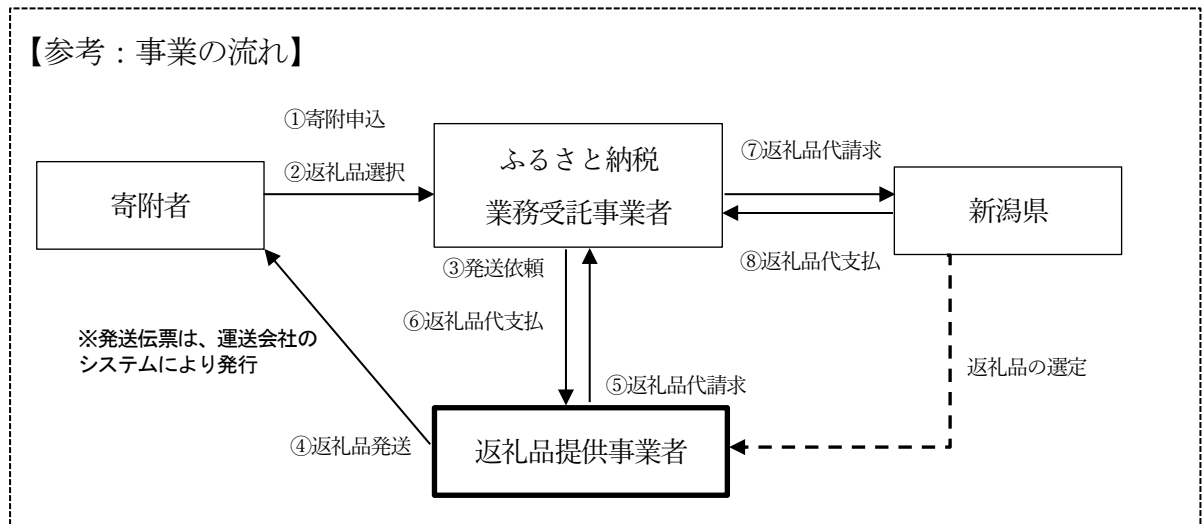
(改正 令和6年3月29日)

## 1 目的

「ふるさと新潟応援寄附金」の寄附者に対する返礼品を広く募集するため、返礼品を提供する事業者について要件等を定めるもの。

## 2 返礼品提供事業者の定義

「返礼品提供事業者」とは、新潟県が「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる業務を委託する事業者（以下「ふるさと納税業務受託事業者」という。）と契約を締結し、寄附者に対する返礼品の提供及び発送業務を行う法人又は団体等をいう。



## 3 返礼品提供事業者の要件

次に掲げる条件を全て満たす者として登録された者。

- (1) 新潟県内に事業所等がある法人、その他の団体又は個人事業者であること。ただし、新潟県が特に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 4に定める返礼品を寄附者に提供できること。
- (3) 返礼品の提供及び発送業務を実施できる人員体制が整っており、返礼品について適切な品質管理を行うとともに寄附者からの信頼確保に努めるなど、責任ある対応ができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 新潟県税を滞納していないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、書面により新潟県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (11) この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、書面により新潟県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (12) 新潟県が業務を委託しているふるさと納税業務受託事業者の「受注等に係るシステム」を利用できる環境が整備されていること。

#### 4 対象となる返礼品

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 2 項に規定する返礼品等に係る基準を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 新潟県の PR、地域ブランドの向上、産業振興に寄与する要素を持つものであること。
- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、あらかじめ期間や数量を示して提供するものについてはこの限りでない。
- (4) 飲食物については、発送日から賞味期限までに適切な期間を有していること。ただし、生鮮食料品（鮮度の高さが要求されるもの）についてはこの限りでない。
- (5) 商品情報の開示が可能であること。
- (6) 食品表示法、健康増進法、景品表示法及びその他の各種法律等を遵守していること（提案にあたっては、法律等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案すること）。
- (7) 既に新潟県の返礼品として提供しているものと重複していないこと。
- (8) 7（1）ただし書きによって取り下げられたものでないこと。

## 5 登録の申請及び結果の通知

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し提出すること。

ただし、返礼品提供事業者が新たに返礼品の提供を提案する場合は、イの書類のみ提出すること。

また、イに記載する返礼品情報に変更が生じた場合は、随時、書類を提出すること。

ア 「ふるさと新潟応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書」(様式1)

イ 「ふるさと新潟応援寄附金返礼品提案書」(様式2)

ウ 「類似業務実績一覧表」(様式3)

エ 「ふるさと新潟応援寄附金返礼品提供業務に関する誓約書」(様式4)

オ 税務署が発行する納税証明書(消費税及び地方消費税について未納税額のないことを証する書類)

カ 新潟県が発行する納税証明書(県税について未納がないことを証する書類)

### (2) 募集期間等

募集期間：随時

提出先：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局 地域政策課

TEL：025-280-5096 FAX：025-280-5227

e-mail：ngt000200@pref.niigata.lg.jp

提出方法：郵送、FAX、電子メールのいずれか

### (3) 結果の通知

全ての申請者に対して文書で通知する。

## 6 契約の締結

新潟県は、ふるさと納税業務受託事業者に対し、返礼品提供事業者との契約の締結交渉を行うよう依頼する。

なお、交渉の段階で、ふるさと納税業務受託事業者との協議が整わない場合は、返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

## 7 返礼品の提供

### (1) 期間

ふるさと納税業務受託事業者との契約締結日以降で、返礼品提供事業者から申し出の期間。

ただし、基準日(毎年8月1日とする。)から1年以内(基準日以降に掲載された返礼品については、当該基準日の翌年の基準日から1年以内)に寄附者から指定されなかった返礼品については、新潟県が特別に認める場合を除き、返礼品提供事

業者に通知することなく返礼品から取り下げるものとする。

また、4に定める条件を満たさなくなった返礼品は、返礼品提供事業者に通知することなく返礼品から取り下げるものとする。

(2) 品目数

新潟県が特別に認める場合を除き、一の返礼品提供事業者につき20品目を限度とする。

## 8 その他の留意事項

(1) 申請書の作成及び提出等に要する費用は、事業者が負担する。

(2) 提出後の書類等は採用・不採用にかかわらず返却しない。

(3) 新潟県は、提出のあった申請書等を審査以外には無断で使用しない。

なお、審査の際は、必要な範囲において、事業者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 返礼品提供事業者は、新潟県が必要と判断した場合は随時、3に定める要件に関する確認資料を新潟県に提出すること。

(5) 返礼品提供事業者は、3に定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに新潟県に申し出ること。

(6) 失格事項

次に掲げる場合に該当すると判明した場合は、返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

① 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した場合。

② 提出書類に虚偽の記載をした場合。

③ 返礼品提供事業者の要件を満たさなくなった場合。

### 附則

1 この要領は令和元年8月29日から施行する。

2 1に定める施行日以前からふるさと納税業務受託事業者を介して「ふるさと新潟応援寄附金」の寄附者に返礼品を提供する事業者については、返礼品提供事業者とみなして本要領を適用する。

### 附則

1 この要領は令和4年4月1日から施行する。

### 附則

1 この要領は令和5年6月1日から施行する。

### 附則

1 この要領は令和6年3月29日から施行する。